

## 令和7年度 給付適正化支援事業 報告

### ◎ケアプラン点検について

下記の①～⑤（対象：介護1～5）の基準にケアプランを選定し、点検を行いました。

令和7年度で多く見られた指摘事項をまとめましたので、参考ください。

ご多忙の中、プランをご提出していただきありがとうございました。

- ① 新規プラン
- ② 区変プラン
- ③ 訪問及び通所リハビリ、訪問看護のリハビリを1年以上利用しているプラン
- ④ 限度額に対して計画率の高いプラン
- ⑤ 福祉用具の同一品目を複数利用しているプラン

### 課題分析

- ・アセスメントから認知症加算の必要性が読み取れない、認知症ケアにつながる課題や目標の設定がないプランが散見されました。認知症の症状が日常生活のどのようなことに支障をきたしているのか現状を把握した上で、困りごとや課題などの分析をお願いします。

### 居宅サービス計画書

- ・複数の福祉用具が同じ目標にまとめてケアプランへ位置付けられており、課題（ニーズ）が同じであってもサービスごとに長期目標や短期目標を意識していただき、モニタリングではそれぞれの課題に対する達成度の評価をお願いします。
- ・通所リハビリは日常生活の自立支援を念頭に「卒業」を検討するサービスです。通所介護の個別機能訓練と重複するサービス内容であっても、サービスごとに長期目標や短期目標の設定をお願いします。

### サービス担当者会議

- ・サービス担当者会議では、在宅生活における留意事項や現状報告のみではなく、なぜそのような結論に至ったのかの経緯を具体的に記載してください。
- ・医療でのリハビリは情報が漏れがちのため、どのようなリハビリを実施されているのか各関係者で情報の共有をお願いします。

### ◎軽度者申請について

- ・免許返納後、自立した生活の維持と活動範囲を広げるため新規申請されたケースで、歩行器の使用を継続し筋力維持に努めることを条件とし承認しました。
- ・車いす（シニアカー）の利用目的、頻度など定期的に確認をお願いします。

## 令和7年度 介護給付適正化 例外給付検討会 報告

例外給付検討会では、原則として介護給付が認められないが、個々の利用者の心身の状況に応じて個別に判断することが必要な介護サービス（下記の枠内）について、「自立支援」を目的とするケアマネジメントに基づいた利用であるかを多職種で検討し、給付の可否を検討しています。

- 同居家族がいる場合の生活援助（訪問介護）
  - ・同居家族が全員、介護保険認定者の場合は除く。
- 通院介助に伴う院内介助（訪問介護）
- 短期入所生活（療養）介護利用の認定期間半数超え
  - ・チェックシートの「半数超過する見込みがある」に☑ある場合のみ該当とします。
- 厚生労働大臣が定める回数以上の生活援助中心型サービスの訪問介護
- その他 保険者が検討の必要性を認めたもの

令和7年4月から令和8年3月まで居宅介護支援事業所から申請されたケースの中から、決定に際して各委員の意見や協議内容についてまとめましたので報告します。

### ◎同居家族がいる場合の生活援助（訪問介護）

- ・訪問介護のサービスを利用しなければ日常生活にどのような支障が生じるのか、本人の生活環境を整えることでできることや介護保険外のサービスも含め再検討をお願いします。
- ・現状の介護保険サービスの利用を定着させ、家族の生活状況をアセスメントした上でサービスの調整をお願いします。

栗東市長寿福祉課介護保険係  
担当：野村、保田